

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成18年6月26日(月)

農林水産省第2特別会議室

2 開会及び閉会の時刻 14:00～16:20

3 出席者

委 員 木平会長 青山委員 有馬委員 池淵委員 魚津委員
太田委員 岡島委員 岡田委員 海瀬委員 加倉井委員
倉沢委員 早坂委員 古河委員 恵委員 山根委員
横山委員 鷺谷委員

幹 事 関係府省

林野庁

4 議 事

(1) 森林・林業基本計画の変更について

① 基本計画素案、数値目標等

② その他

(2) 全国森林計画の変更について

(3) その他

午後 2時00分 開会

○飯高林政課長 委員の出欠状況でございますが、本日は委員21名中、16名の方が現在出席されておりまして、当審議会の定足数でございます過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立いたしております。

なお、岡島委員はまだお見えになっておりませんが、後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、会長、お願いいたします。

○木平会長 本日は、委員並びに各府省の幹事の皆様方におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、林野庁長官のご挨拶をお願いいたします。

○川村林野庁長官 長官でございます。開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日もご多用の中ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

森林・林業基本計画の変更でございますけれども、今回は新たな森林計画の策定として、基本計画の骨子案、目標の考え方等の資料をもとにご議論いただき、意見を賜ったところでございます。今回は、これまでのご意見を踏まえまして、新たな基本計画の素案と数値目標を用意させていただいております。本日お示しいたしております素案につきましては、皆様方のご意見を受け、次回の審議会において基本計画案として取りまとめのご議論をいただいた後、パブリックコメントを行いまして、広く国民の意見を伺いたいと、このように考えておるところでございます。どうぞ委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○木平会長 長官、どうもありがとうございました。

それでは、議事次第により進めてまいります。

今、長官のご挨拶にありましたように、今回は次期基本計画の骨子案、目標の考え方について審議をいただきました。今日は基本計画素案、数値目標などについて、また新しい基本計画の策定に伴う全国森林計画の変更について審議をいただきます。

それではまず最初に、基本計画素案、数値目標等についてご説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 企画課長でございます。座って説明させていただきます。

今回お示しする素案は、これまでのご審議を踏まえまして、前回お示ししました骨子案の構成に沿って文章化したものでございます。本日のご審議のためということで準備したものでございますが、資料につきましては1－1、要旨がでございます。1－2には全文を準備いたして

おります。わかりやすくするために、資料の1－1を中心に要旨の方でご説明をさせていただきます。

まず、1ページをご覧いただきたいと思います。まえがきの部分に該当するわけですが、すけれども、ここでは基本計画の策定に当たっての基本的な考え方を整備することとし、その中で国家における森林の位置づけを明確にすべきだという木平会長、岡田委員からのご指摘も踏まえ、森林を国民全体に恩恵をもたらす「緑の社会資本」として位置づけ、後世に引き継ぐことが重要である、森林を支える林業は重要な存在であるということを記述したいと考えております。

次に、第1の森林及び林業に関する施策についての基本的な方針についてであります。

これまでの大きな情勢変化として、（1）にございますとおり、利用可能な資源の充実、（2）で森林に対する国民ニーズの多様化、（3）木材の需要構造の変化と新たな動きの活発化などを踏まえることが重要であるというふうに記述をいたしてございます。その際、ページをおめくりいただきまして2ページの中ほどに掲げておりますけれども、国民と中間ユーザー、最終消費者を含めました消費者の視点の重視、それから岡島委員からご指摘がありましたように、新たな動きを踏まえた攻めの林政の展開といった視点により、既存政策の見直しや新たな施策の構築を図る必要があるということを記述したいと考えております。

3ページをご覧いただきたいと思います。

第2の目標でございます。森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標でございますが、現行基本計画に掲げました目標の達成に向けた取り組みの検証といたしまして、森林の有する多面的機能の発揮につきましては、育成複層林への積極的な誘導を見込んだものの、森林施業の停滞、立地条件に応じた多様な施業の考え方が不明確だったことなどにより、その実績は目標に対して大きく下回るペースになっております。

また（2）でございますが、林産物の供給及び利用に関する検証についてでございますが、木材の供給量及び利用量の増大を見込んだわけですが、林業生産活動は停滞し、品質・性能の明確な製品の安定供給対策ができていなかったこと、最終消費者への働きかけが不十分であったことなどから、木材供給量は目標に対して低位となっているということでございます。

4ページの中ほどをご覧いただきたいと思います。

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標についてでございますが、現行基本計画と同様、3機能区分ごとに望ましい森林の姿を掲げ、施業コストの低減に留意しつつ、森林の整

備を計画的に推進することを記述いたしたいというふうに考えております。

その隣、5ページでございます。

先ほどご説明しましたような、情勢の変化や取り組みの評価を踏まえまして、森林の多面的機能の発揮につきましては、①といたしまして、国民ニーズに応えた森林への誘導として、「100年先を見通した森林づくり」を進めるということで、広葉樹林等の森林への誘導に向けた取り組みを推進すること。それから②でございますが、京都議定書の目標の達成として各般の取り組みを政府一体で推進すること。それから③でございますけれども、国民の安全・安心の確保のための治山対策の展開として、流域保全のための関係機関との連携、それから減災対策を推進すること、それから国民参加の森林づくり、⑦でございますけれども、企業による森林づくりなどを推進するといったことを重点的に取り組むことが必要であるというように記述をいたしたいと考えております。

それから、林産物の供給及び利用に関する目標につきましては、6ページをご覧いただきたいと存じます。

木材の安定供給体制の整備といたしまして、意欲のある森林組合など林業事業体への施業等の集約化により、経営規模の拡大を図り、民有林・国有林を通じた木材の生産・加工・流通の一体的整備を推進するという。それから②でございますが、木材産業の競争力の強化として、消費者ニーズに対応した高付加価値製品等の開発を推進すること。③といたしまして、消費者重視の新たな市場形成と拡大ということで、普及を戦略的に行うことや、木材輸出、木質バイオマスの総合的利用、あるいは公共施設への木材利用、あるいは木材の用途の拡大などを推進することに取り組むということを記述をいたしたいと考えております。

また、これらの取り組みの推進に当たりましては、5の関係者の役割のところでございますけれども、政府のみならず、地方公共団体、森林所有者、森林組合、木材産業関係者などが適切な役割分担のもとで主体的に取り組むことが重要であり、池淵委員や海瀬委員からもご指摘ございましたけれども、国有林・民有林を通じた流域の連携を図ることが必要であるということとを記述をいたしたいと考えております。

なお、森林の有する多面的機能の発揮に関する目標及び林産物の供給及び利用に関する目標につきましては、13ページ、14ページの様式でお示ししてございます。具体的な目標数値につきましては、後ほど資料2でご説明をさせていただきます。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。

ここでは、森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を記述をいたして

いるわけでございます。森林・林業基本法の構成に従いまして、森林の有する多面的機能の発揮に関する施策、それと林業の持続的かつ健全な発展に関する施策、そして林産物の供給及び利用に関する施策、３つに区分をいたしまして、先ほどの重点的に取り組むべき事項に基づいて個々の施策を整理することとしております。

まず、森林の有する多面的機能の発揮に関する施策のうち、多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備についてです。

第３の１の（１）のところでございます。今後は利用可能な高齢級の森林が急増していく一方で、林業生産活動が停滞して、森林所有者の多くは当面は主伐を考えておらないと、こういう状況にあるわけでございます。この部分につきましては、かなり多くの委員の皆様からご指摘がございましたけれども、立地条件や多様化する国民のニーズも踏まえた施策により、多様な姿の森林に誘導する分岐点を迎えているとも言える状況にあるということでございます。このため、広葉樹林化、複層林化、長伐期化等、多様な森林への誘導として多様な施策の区分や考え方を森林所有者に提示をする、そういうところに天然力の活用による更新、帯状、群状の伐採等の効率的な施策や造林コストを抑えるための技術の普及を推進するといったことを記述したいと考えております。

またその際、②でございますが、路網と高性能林業機械の組み合わせによる低コスト・高効率の作業システムの整備・普及としまして、その整備・普及とともに、人材の育成、それからまた横山委員からもご指摘ございましたが、効率的な施策のための路網の重点化や作業道の整備を推進するということを記述をしたいと考えております。

他方、海瀬委員、加倉井委員、鷲谷委員からご指摘がございましたとおり、森林の整備は森林所有者等の自助努力など、民間活力によることが基本であるわけでございますけれども、一方でまた、岡田委員からもご指摘がありましたとおり、どうしても所有者に期待しがたい場合には、公的機関が主体となった整備を進めることが必要であることから、公的な関与による森林整備の促進といたしまして、魚津委員、加倉井委員からのご指摘も踏まえまして、市町村等による施策の集約化等に向けた働きかけを一層推進するとともに、新たな共同管理の手法を検討することを記述したいと考えております。

次に、国土の保全等の推進につきましては、集中豪雨等によって激甚な山地災害が発生している中、荒廃した森林を蘇らせることが重要となっております。また、環境の保全に対する国民のニーズや、依然として松くい虫等による森林被害が深刻な状況にある中で、森林を守っていくことが重要となっております。このため、保安林の適切な管理の推進といたしまして、衛

星画像などを活用した保安林の適切な管理や現地の再点検を行った上で、国民の安全・安心のための効果的な治山事業の推進といたしまして、太田委員からもご指摘ありましたように、国有林・民有林を通じた事業展開や砂防事業等との連携による流域保全対策、こういったところを推進するということを記述いたしたいと考えてございます。

次に、8ページに入りますけれども、優れた自然環境を有する森林の保全・管理の推進、野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進、松くい虫等病虫害防除対策等の総合的、効率的実施についても推進することを記述したいと考えております。

(3)では、技術の開発及び普及、それから(4)で森林を支える山村の活性化でございます。8ページの中側からでございますけれども、都市と山村との連携による定住の促進、それからきのこや竹をはじめとする山村特有の資源を生かした産業の創出など、太田委員、岡田委員からご指摘がありましたように、本格的な活性化対策を講じることを記述をいたしたいと考えております。

また、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進につきましては、企業等による森林づくり活動の促進として、これは海瀬委員からご指摘があったと思いますけれども、企業の森林づくり活動の評価手法の開発によるイニシアチブの付与、それからフィールドの提供等、参加しやすい環境を整備するというところでございます。

また、里山林の再生活動の促進といたしまして、この部分、恵委員からご指摘がありましたけれども、NPO等のボランティア団体による森林整備への参加の促進や、それからまたその際に浅野委員からご指摘ありましたが、ユニバーサルデザインの導入を推進することということも記述をいたしたいと考えております。

さらに、森林環境教育等の充実といたしまして、海瀬委員からご指摘ございましたけれども、基礎たる人材の育成を推進するとともに、各種メディアを通じた普及により森林・林業・木材産業に対する国民意識の醸成を図ることを記述をいたしたいと考えております。

9ページをご覧いただきたいと思います。

(6)国際的な協調及び貢献についてでございますが、特に違法伐採対策として、倉沢委員からご指摘ございましたとおり、政府調達の対象を合法性が証明された木材とすること、それから国際協力による木材生産国への支援に努めること、違法に伐採された木材は使用しないこと、こういったことの重要性などの普及、これを推進することを具体的に記述したいと考えております。

次に、2の林業の持続的かつ健全な発展に関する施策についてでございます。

国産材利用の機運が高まっている中で、古河委員、岡田委員からご指摘ございましたように、林業・木材産業の再生を図ることが重要であるということでございます。このため、木材を大量かつ安定的に供給するシステムを構築することといたしまして、望ましい林業構造の確立につきましては、零細な森林の所有者が多数を占める中で、今後の林業の担い手となる意欲ある森林組合などの事業体への施業の集約を図るため、森林所有者に対し施業内容やコストを明らかにする提案型施業の定着・普及などを推進することを記述いたしたいと考えております。

また、横山委員からご指摘ありましたように、これらを進めるためには、低コスト生産体制が必要であることから、先ほどの多様な森林への誘導のところでも触れましたが、低コストで長持ちする路網と高性能林業機械を組み合わせた作業施設の整備・普及、それとともに後継者の育成、女性や高齢者の活動の促進、今後の林業の担い手として若者を対象とした就業者の確保・育成、こういったことを記述したいと考えております。

次に、10ページをご覧いただきたいと思います。

林産物の供給及び利用に関する施策。まず木材の安定供給体制の整備についてでございますが、先ほど申し上げましたような、施業の集約化による伐採可能な森林の取りまとめ、例えば木材安定供給のために民有林、国有林を通じました伐採可能情報の収集や立木ストックの確保、こういったことなど、大口需要への安定供給体制を図ることを記述をいたしたいと考えております。

次に、木材産業の競争力の強化についてでございますが、これまで余り利用されてこなかった低質材や曲がり材を有効に活用するための施設の整備、製材施設の大規模化による木材加工の低コスト化、それからこれは多くの委員からご指摘ございました、早坂委員、岡田委員からご指摘ありましたように、消費者ニーズに対応した製品の開発と供給、販売戦略の強化を図るということを記述をいたしたいと考えております。

また、消費者重視の新たな市場形成と拡大については、まずターゲットに応じた戦略的普及といたしまして、木材利用の推進が重要であることを広く普及するための「木づかい運動」の一層の推進、それから山根委員からご指摘がありましたように、波及効果の高い公共施設における木材利用の積極的な推進、こういうこととともに、海外市場の積極的な拡大といたしまして、中国などの有望な海外市場の分析とPR、木質バイオマスの総合的利用の推進としまして、青山委員からご指摘ありましたように、効率的な生産・搬出・流通、このシステムの構築を図ることを記述いたしたいと考えております。

11ページをご覧いただきたいと思います。

4、国有林野の管理及び経営に関する施策についてでございます。

民有林施策との一層の連携を図りつつ、流域全体の視点に立った保安林の配置、国土の保全、自然環境の保全管理とともに、原木の安定供給体制の整備、地球温暖化の防止への貢献、多様な主体の活動を促進することを記述をいたしたいと考えております。

ページめくっていただきまして、12ページをご覧いただきたいと思います。

第4の施策の推進のために必要な事項です。

第3に掲げました施策を総合的かつ計画的に推進するため、工程表の策定による施策の管理、政策ニーズに応じた施策の選択と集中とともに、これは芳村委員からご指摘ございましたけれども、施策に関する的確な情報提供、これを通じた透明性の確保等について記述をいたしたいと考えております。

なお、このほかにも各委員からさまざまなご指摘をいただいております。それらにつきましては、資料の1－2の全文にて簡潔にご説明をさせていただきます。

山根委員からご指摘のありました木材の活用の重要性につきましては、この資料の1－2のまえがきの中で、1ページの下側でございます。木材が人と環境に優しい素材であり、我が国の木の文化を形成してきたものとしたしております。また、本文の中には木材利用の意義というものにつきましても触れさせていただいております。

木平会長からご指摘のありました資源データを扱う人材の育成につきましては、国家レベルの森林資源管理体制の整備とニーズに応じた多様な森林関連情報の提供の推進といたしまして、ページ飛びますけれども、23ページの下側にその旨を整理させていただいております。

それから、古河委員からご指摘ございましたけれども、森林・林業の必要な財源の問題につきましては、社会的コスト負担といたしまして、24ページの中ほどに項目を設けて整理をいたしております。

それから、太田委員からご指摘のありました地球温暖化防止に関する位置づけにつきましては、地球温暖化防止への貢献といたしまして、24ページの下側に項目を設けて整理をいたしております。

鷲谷委員からご指摘のありました民間の技術の活用につきましては、技術の開発及び普及として、26ページの中ほどでございます。民間等との産官学連携の強化を図り、技術開発等を推進するということにいたしております。

それから、横山委員、岡田委員、魚津委員からご指摘いただきました森林組合についての分でございますが、その役割強化につきましては、林業生産組織の活動の促進として、32ページ

の上側に項目を設けて記述をいたしてございます。

ご指摘の点は以上のように記述いたしたいと考えておりますけれども、この全文についてもご一読いただければ幸いです。

なお、本日のご議論を踏まえるとともに、さらに細部を詰めて次回場で計画案としてお示ししたいと考えております。

以上、駆け足でございますけれども、素案についてのご説明にかえさせていただきます。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明について委員の皆様からご質問、あるいは意見を願います。

前回、委員の皆様からいただいた意見については、それぞれの章にかなり詳細に加筆していただいたと考えております。

はい、どうぞ。

○鷺谷委員 前回までに意見として述べさせていただいたことを随分取り入れていただいたと思います。ちょっと前文のところの文章表現にかかわること、ややマイナーなことなんですけれども、前文ではないですね。1－2の第1の1の（1）なんです、下から3分の1ぐらいのところ、で、「また、伐採しても再生林が行われない状況も一部に見られ、このような状況が続けば、森林の荒廃が進行し、将来にわたって云々、懸念される」という文章があるんですけれども、これは書かれた方の本意では、「このような状況が続けば」以下は、「伐採しても再生林が行われない状況も一部に見られ」というところだけじゃなくて、恐らく前の文章も受けていると思うんですが、なかなかそういうふうには読めない文のつながりになっているものですから、このままですと、後に書かれています天然力を活用して低コストで多様な森林を発達させて多面的な機能の発揮を期待するという新しい観点と若干齟齬する印象を与えるような気がいたします。間伐も含めた伐採が行われないということで、森林の荒廃という状況は確かにあるのではないかと思いますけれども、伐採後には材木を育てるのにはもちろん木を植えるということが大変大切なことなんですけれども、ほかの多面的な機能ということであれば、何回かここでも申し上げさせていただいたんですけれども、その場にふさわしい森林や他の植生が自然に発達するということも期待できると思いますので、それはその場の状況とか、コスト並びにどういう機能をそこで重視したいかということに応じて、植えた方がいいのか植えずに放置するのがいいのかということを考えることだと思えますね。あとの部分で天然力のこと、その他多様な森林とかいうような観点が出てきていますので、このままだと造林という従来型のやり方をしないと森林が荒廃してしまうというふうに書いていらっしゃるように読めて、意

図は前の文も受けてこういうふうに書いていらっしやるんだと思うんですが、そういうふうに誤解されてもいけないと思いますので、ちょっと文章を工夫して、後に述べられていることとの齟齬が少ないようにしていただけたらと思います。

それで、全体として書き込んでいただく必要があるということを強く申し上げるのではないんですけれども、それぞれの場でどういうふうにするかという意思決定というのが必要にこれからなってくると思うんですけど、そのときにコストベネフィット分析によって、植えたり、その後手入れするということになれば、人件費等がかなりかかると思うんですね。それで、放置するとなればその辺はコストがかからないんですね。得られるベネフィットとして、もちろん何年か後に材木が利用されるというベネフィットもあると思いますし、多面的な機能も最近では生態系サービスという観点からいろいろな評価の仕方が提案されるようになりつつあると思うんですね。今まだそのコストベネフィット分析がしっかりできるほど技術的に十分ではないかもしれませんが、そのために多面的な機能の科学的な評価を行うための研究であるとか、森林の現状をしっかり把握するモニタリングなどの高度化のための研究とか、そういうようなことは森林の利用管理の幅とか目標がやや広がった時点では特に重要になっているのではないかと思います。それを是非ここに書き込んでくださいということではないんですけれども、そういう視点というのが重要ではないかと感じております。

○木平会長　ご指摘ありがとうございました。

企画課長、よろしいでしょうか。今のご趣旨。

それでは、横山委員どうぞ。

○横山委員　ご説明いただいた計画、あるいはその計画を達成するための講ずべき施策についての話を承っていて、1点だけ、これはどういうふうに理解したらいいかということで、私が意見を持っているわけじゃないということで、確認だけなんですけども、この施策の優先順位というのがあるのかどうか。計画がいっぱいあるわけで、同じウエートなのか、あるいはプライオリティがあるのかどうか、例えば要旨の7ページから9ページ、10ページぐらいまで書かれているもの、1、2、3というのはそれぞれの分類分けでわかるわけなんですけども、そのほかに（１）と（２）の位置関係、並列なのか、優先順位としては（１）が、このオーダリングで力の入れ方が違うのかどうか、それから①、②、③、④についてもどうなのか。これから恐らくこれは政策目的でかなり高次の計画的なもので、目標になると思うんですね。そのときに今度これに対する予算措置を予算が限られている中で、どうやって施策ごとに予算配分をしていくのか。だから過去からの予算で見直しをしていくというやり方で考えた場合には同時並行で

いいのかどうかということで重点化をどこに置くのか、この辺は考えているのか考えていないのかだけちょっと伺いたいということです。

○木平会長 それでは、企画課長の方よろしくお願いします。

○岡田企画課長 講ずべき施策として掲げております、これは例えば（１）それから（２）、（３）、（４）、（５）、（６）とございますけれども、それぞれやはり重要度は、どれがさらに重要だ、そういうことの位置づけの順番がないというふうに整理はさせていただきたい。その中で具体的にあった施策の中でまた必要な予算をどのように重点的に配分していくかというのは、また別の議論があらうかと思っておりますけれども、この方向としては総合的にやっていかなければならないだろうというような整理にさせていただきたいと思っております。

○山根委員 10ページにあります製材・加工の大規模化のための支援の選択と集中、非常にいいことだと思うんですが、これだけですと、大企業だけになりまして、例えば中国地方1工場というような視点になりはしないかと。木は特性がありますし、地域と一体ということもうたわれておるわけでございますが、その点はどのように考えればよいかということです。

○木平会長 それでは、今のご質問に対して、地域特性などがあるんじゃないかというご指摘です。

○岡田企画課長 今回の施策につきましては、国産材の利用拡大とした林業・木材産業の再生を実現するという事で、何を一番重点的に置くのかということで記述をさせていただいております。当然その際には、地域特性がそれぞれあるんだということは、それぞれの施策に共通する事項として、場所からいきますと、本文の1－2でまいりますと7ページのところで、「（３）新たな動きを踏まえた攻めの林政の展開」ということでございますけれども、やはりそれぞれの創意工夫を生かしたやり方があるんだということの中で、ここでは地域という言葉を使ってございませぬけれども、全部一律ではなくて地域それぞれで、違いは当然出てくるんだろうというふうな整理をさせていただいておりますし、関係者に期待する役割といたしまして、本文でいきますと20ページから21ページでございまして。地方公共団体なり木材関係者が、特に木材産業関係者の部分ではニーズに応じたという部分で言葉を入れてございますけれども、それぞれで取り組みの方法も当然違ってくるんだという認識でおります。当然重点的に取り組むべき課題を進めるに当たりまして、地域それぞれの特徴あるいは事情というものを的確に把握した上でやらなくてはいけないものがあるというふうに考えております。そのものがこの基本計画の中でも当然そういうことを踏まえて記述をいたしているというふうに考えております。

○山根委員 特に木の特性とかいう面で、今からどのような製材加工という事業を展開するかという模索をしておられる方々がおられ、次の時代をつくられることを期待されるところだろうと思います。そのあたりを何かうまいこと一言あるといいのかなという気がいたします。

○岡田委員 私も山根委員と同じ気持ちで読ませていただきましたが、全く書いていないわけじゃないですよ。本文の33ページをお開きいただきますと、ここに（２）木材産業の競争力の強化という項目があって、この①が選択と集中ということで書かれておりますが、その中の「また」ですね。この「また」のわずか３行が大事なんだと思っています。今の議論でいきますと。私も全く同じような視点で、この「また」のところを（２）の競争力の強化というこのタイトルだけではなくて、例えば競争力の強化と資源の有効利用だとか、あるいはほかの多様な資源を使った産業振興だとかというタイトルにさせていただいて、「また」以下の３行を②として、きちっと上に出してもらおうということになれば、今の山根委員のご意見が反映されるのではないかなというふうに私は読みました。

○木平会長 ありがとうございます。

この問題について林政部長の方から。

○石島林政部長 少し補足的にご説明をさせていただきたいと思います。

山根委員のご質問を十分に把握していないのかもしれないのですが、要旨の10ページにございますご指摘の部分です。（２）の大規模化のための支援の選択と集中、この部分につきましては、まさに品質や性能の確かなものを大量に欲しいという需要があることを踏まえまして書いているところでございます。その一方で、やはり地域地域によって特性のある材が産出されているのではないかと、そういったものを有効に活用する木材産業についても、やはり重視すべきではないかというご指摘かと思いますが、その部分につきましては、その次の②といたしまして、消費者ニーズに対応した云々のところで、「顔の見える木材での家づくり」というような形の中なんです。まさに大量に生産されます木材だけではなくて、個々の特徴のあるものについて消費者の方の需要に即して供給をしていこうという動きについても、これは私どもが大事だと思っておりますので、ここに記載したつもりでおります。いずれにしても、とにかく消費者の方のニーズが基本だと思っております。１つには、大量の安定供給が求められるものもありますし、そういった特性のあるものも求められるものがあるだろうということにつきましては、私どもも全く同じに考えております。

○山根委員 「都市圏を中心とした」という言葉によって、その意味が消えたように見えたんですが。

○石島林政部長 恐縮でございます。実は「都市圏を中心とした」と記述しておりますのは、これまで「顔の見える木材の家づくり」は、地方圏を中心に私ども進めてきたという意識がありまして、それをさらに都市圏にも持ち込みたいという気持ちがございます。それぞれ各地で生産されております特性のある材を都市圏の消費者にも売り込みたいという気持ちでこういった記述をしたところでございます。

○岡田委員 私が申し上げたかったのは、需要があるということはもちろん大事ですし、それが根幹だと思うんですが、実態として今何が起きているかという、競争力強化の中で、33ページ本文に書き込んでいただいているんですが、こういうふうに材料というか、企業あるいは機械が望むところの木材というところに特定されてしまって、生産地が多様に出してくる材の全体を資源化していかない側面というのが、新しい問題としてやはり発生しているし、非常に重要だと思っているわけです。ところが、ここはちゃんと「元玉から末木」までというふうに書いてありますので、やはりここも非常に大事だと思っています。それは生産論もやはり同時にきちっと見ているという姿勢のあらわれだと思っているんです。そういう意味では、ただ単に消費者ニーズに合うよというだけではなくて、我々やはり山の資源を有効に活用していったらいい、そういう情報だとか、具体的にそれが流通に乗っていかない側面についても、しっかりと政策化していったらいいという、ここへの対応、これも重要だと思います。

○石島林政部長 それはまさに岡田委員おっしゃるとおりだと思っております。ご指摘の3行につきましては、バイオマスまで含めまして、今後すべて有効に利用していくという形をとりますと、実際なかなかヨーロッパなどにも追いついていかない部分だと思っております。決して重視していないというところではございません。

○木平会長 よろしいですか。

○岡田委員 ですが、それが山根委員の意見とやはり結びつくと思っているんですか。

○木平会長 恵委員どうぞ。

○恵委員 1－2でいきますと、20ページの一番下の関係者の役割というところで、1行目の終わりに、「政府がその責務を果たすことはもとより」というふうに書いてありまして、右側の21ページには、(1)から(5)まで政府以外のところを書いてあるんですが、私は国の中でも、かつてはどちらかというと独立して採算をとってきた体質としての林業のあり方から、これはやはり国としてさまざまな連携のもとできちっとある時期支えていかないとならないものだと思うので、書きっぷりは難しいと思うんですが、政府内部での対応のサポート体制といいますか、省庁間の支援体制といいますか、そういうことがどこかで書いていただけないのか

なということを強く感じています。それは、前回、芳村委員もおっしゃいましたように、一般の方に、例えば林政関係者や林業に携わっている方には常識なことが一般の方になかなか広まりにくいところがあって、それはやはり地球規模の温暖化に対して3.9%を担うというようなところから緑の社会資本という言い方をしたら、それは伝わりやすいと思うんですね。その言い方を初めに今回入れられたということは非常に重要なことなので、その部分をもし一般に発表するときには、入り口として林政の中で常識となっている優先順位の説明の仕方以外に、もう一つ一般の方に理解していただきやすい緑の社会資本の整備を国を挙げて取り組むんだという、そんな趣旨が記述されて、他の省庁にもこう書いたので、応援してくださいと、あるいは「木づかい」を省庁の担当の中でもうちょっと進めてくださいというようなことも言いやすいし、それを言ってあれば、地方公共団体やその他の者に対しても、もちろんNPOや企業にとっても、国民にとっても言い回しとしては通じてくると思います。林業自身が持っている、これまで自立して収益も循環もうまくいっていたというところだけでは成り立ちにくくなってきた事情から、国もみんなで支えているという、そういうところを、是非一丸となっているというところを書いていただけないかなと思います。

○木平会長 よろしいですか。政府を挙げてというような趣旨のことを加えたらどうかということですが。

どうぞ。

○岡田委員 私、主に本文を読んできたもんですから、本文で疑問に思ったというか、なかなかすぽんと落ちなかったところを2つほど指摘をしたいと思います。それは、本文でいきますと11ページ、12ページあたりを見ていただきますとわかるんですが、要するに、3つの重視すべき森林の機能という問題と、望ましい森林ということと、それとそこへ向けてどういう取り扱いをするかという、これとの関係なんです。例えば、12ページの（3）の望ましい森林の姿と誘導の考え方、①で望ましい森林の姿とタイトルが振ってありますけれども、水土保持林というふうに書いて、その中のフレーズは、文章は、これは実は重視すべき森林に区分したこの水土保持の機能の整備部分なんですね。機能を書いているんです。これは全国森林計画の違う冊子を見ていただきますと、そのとおりの文章が全部ここに出てきますから、望ましい森林の姿ではなくて、水土保持林として機能すべき森林はこうだという機能を書いているんですね。別のところの望ましい森林の姿は、全国森林計画のところでどういうふうに触れているかというと、水土保持については複層林という、こういう言葉だけです。だから、やはりここでちょっと混乱が起きていると思います。これをどうしても書きたいのであれば、機能というきち

っとタイトルを当てることですよね。そして、そこへ向けてどういう取り扱いをするのかということにかかわって言うと、水土保持の中でも複層林だけではなくて、育成単層林の誘導の仕方という育成単層林施業という言葉が出てきます、この次に。育成複層林施業で望ましい姿に持っていきますよという言葉も出てきますし、天然生林施業として望ましい言わば複層林という姿に持っていきますよという、そういう仕組みなんだと思うんです。ところが、ここが混乱をしているというふうに私は思いました。だから、このあたりの整備をすべきだと、そうしませんとなかなかわかりにくいですね。遵守すべき森林の機能というのは、これは置いたイディアですよ。具体的な森林はというふうに望ましい姿として見るかという、水土保持の場合には複層林だよというふうに言っていますし、それから共生林の場合は天然生林ですよというふうに言っています。だからそこは明確にすべきだと思います。これが私はずと一んと落ちなかった1つなんです。

もう一つは、私は林業生産を重視していただくということで、行間にたくさん書き込んでいただいております、私は大変うれしいなと思って、率直にそれが読後感だったんですが、ただちょっと混乱している、ないしはあいまいだなと思ったのは次の言葉です。それは森林経営という言葉が出てきます。それと林業経営体という言葉が出てきます。それと事業体という言葉が出てきます。それと林業生産組織という言葉が出てきます。これをどのように整理しているか、林業構造の中で。大変私はあいまいだなというふうに思いました。一生懸命頑張って、私なりの整理をして読ませていただくと、こういう整理をしているのかなという感じですね。要するに、所有者が行う生産行為については、林業経営体という言葉で当てているのかなと。それから委託により林業生産、素材生産を行う場合には、林業経営の中で整理はするんですが、事業体という言葉で当てているのかな。そしてなおかつ、資本機能を持たない場合については、林業生産組織という言葉で当てたなという感じは大体わかるんですが、はてそこで、では森林経営、林業経営というのを本当に政策の使う用語としてどれぐらい明確に整備したのかということになると、大変あいまいだなというふうに率直に感じました。このあたりは大事な点だと思いますので、もしこのままで使うのであれば、それなりのこういう意味合いだということがどこかでわかるように使うということが大事ではないかなというふうに思いました。林業を書き込んでいただいた、林業生産の重要性を行間いっぱい指摘をいただいていることについては、大変今回私は、私自身の印象なんですが、優れた一步を刻んだのではないかなというふうに思いました。

○木平会長 ありがとうございます。

用語の整理を再検討していただければと思います。

○海瀬委員 非常に細かな用語の問題で申し訳ないんですけども、経営意欲の低下ですとか、それから経営意欲が減退しと、意欲が落ちているよと、まさしくそのとおりかも知れませんが、民間の林業者にとってみれば、意欲が落ちているよりもできないんだと、それが本音だと思うんですね。それで、私などは余りこだわりませんけれども、これがパブリックコメントで表に出るということになると、皆さんお読みになると思うんです。林業経営者がこれを見ると、何ということを書かれているんだなというふうな感想を持つおそれがあったということはよくわかります。

もう一点は、私はさほど鳥が好きじゃありませんけれども、野生鳥獣という言葉を使っています。野生動物、野生動植物という言葉を使っているわけですが、悪いことをするのは野性鳥獣という言葉を使っています。よく保護してやらなきゃいけないのは野生動物とか野生動植物を使っているんですけども、鳥はやはり林業にとって害をもたらすんでしょうかなという。これはよくわかっていますが、こだわる必要はないことなんですけれども、パブリックコメントで出すとすれば、いろいろな方が見ますので、せっかく審議会で審議したのにかわらず、そういうことが平気で通っているのかと思われるのはしゃくですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、早坂委員どうぞ。

○早坂委員 私も用語の言い方の問題なんですけども、18ページの4の林産物の供給及び利用に関する目標と、この目標の意義ということで、たくさんずらずらと書かれているんですけども、これは大変読みにくくて、読んでいううちに一体何を言いたいんだろうと、すごくわかりづらい文章かと思ひますので、もうちょっとわかりやすく、ましてや目標の意義ということですから、もっと端的にわかりやすく書いていただきたいと思ひております。

あともう一つなんですけども、32ページよろしいでしょうか。林産物の供給及び利用の確保に関する施策の中で、(1)木材の安定供給の整備という中で、安定かつ低コストで供給していくことが重要であるということで、木材のことを大口需要者のニーズに対して低コストで供給すると、これは今の状況からしまして、どれだけ安くなるんだろうかと、今は製材業界、それから山元の中でかなり皆さん儲かっている中で、もちろん大規模化して安くしようということはわかるんですけども、一体努力してどれぐらい安くなるんだろうかと、そういう秘伝でもありましたら教えていただきたいなと思ひたんですけども、よろしくお願ひします。

○木平会長 それでは、18ページの目標の意義の文章上の問題、もう少し簡潔にならないかということ、それから32ページの木材の大量安定的かつ低コストというものについて、これでいいかどうかということのご指摘です。

企画課長の方からお願いいたします。

○岡田企画課長 18ページのところの目標の意義のところにつきましては、一番最初の4行の方では、林業のサイクルが円滑に循環することの重要性ということが森林の有する多面的な発揮に結びついている、これを説明するために記述をいたしたわけでごさいます、それから「また」以下のところでごさいますけれども、この木材を使うこと自体がまた一方で循環型社会の形成や持続可能な社会の実現にも資するんだということも、木材の利用の意義という部分でごさいますので、それも記述する必要があるだろうということで5行を書かせていただいたと、こういう関係になっております。そういう意味では視点の違うものを2つ並べておるものですから、若干間に別の視点のものも含めながら、したがってと結んでいるので、わかりづらくなっているのではないかなという感じがするんですが、ちょっとこれを入れませんか、木材利用の意義というものがはっきり打ち出せないということになろうかと思っていますので、この部分を生かさせていただきたいなというのが正直なところでごさいます。

それから、32ページのところの話でごさいますけれども、当然低コストでというところは、あくまでどの程度にある低コストなのかどうかというのは、あくまでこの施策、本文の中には全部書き尽くすことはできませんので、今後、工程表を作成する過程の中でのより具体的な進め方といいますか、低コストを進める中での具体的な中身については、工程表という形の中で示すようにしなくてはいかんだろうと思いますけれども、やはり今回の木材の安定供給体制を整備するという上で、やはりコストを下げなければならないというのが大きな柱になろうかと思っています。それをもって国産材の競争率を高めて国産材を売れるようにするということが1つのポイントだろうと思いますので、低コストということを示す必要があるのではないかなというふうに考えております。

○木平会長 今最初の方なんですけれども、18ページの方については、段落ごとに1つの意味があって、それ自体は非常に話の筋としてわかるんですけども、一文で1段落を構成していると、こういう書き方自体がちょっと読者には読みづらいということなので、文章上の工夫をお願いしたいと、こういう趣旨だと思います。

どうぞ、加倉井委員。

○加倉井委員 みんなからいろいろなことを言われて統一体をつくるのは大変だと思うんです

が、一応希望としてちょっと申し上げますが、1－2の資料の35ページのところに、国有林野の管理及び経営に関する施策というのがあります。非常に遠慮し過ぎのような著述に見えるんですが、国有林野は、我が国の森林面積の3割ですよ。ですから、この3割がどういうふうに動くかというのは、国の林業全体の見本になるようなものだと思うんです。具体的に今までは少なくとも、林野庁というのは日本の最大の林業経営体だったし、それから技術的には日本最高の恐らく技術集団だったろうと思うんですね。それがこういう時代で、自然保護とかそういう要素のことを非常に書いたと、それはそれで結構なんです、林業的な日本の林業の模範になるような試みみたいなものを、新しい目標に向かってもっと国有林9割が保安林だから余りやれないというのかもしれませんが、原木の安定供給体制の整備に積極的に貢献するなんて、この1行だけじゃなくて、もう少しあと二、三行は少なくとも日本林業の見本になることをここでやり出すんだと、見せてやるんだ、モデルにするんだよぐらいの意欲がないと、先ほど意欲の話が出ましたが、国が意欲を率先して示さないと、ちょっとこれ物足りないような気分なんですね。非常に多分遠慮し過ぎたんだらうという、気分的なものはわかりますが、これはもうちょっと林業を書いたらどうでしょう。

○木平会長 ありがとうございます。

国有林はもっと大きな役割を持つんだということをはっきりと強調してもいいんじゃないかと、こういう趣旨だと思います。

それでは、山根委員の方から。

○山根委員 先ほどの恵委員の話は非常に重要だと私思うんですが、本文の1ページに書いていただいておりますが、1ページの終わりの方に、「林業に関する施策については、政府としての責務を果たしつつ」という言葉がございますよね。そこが公共施設における木材利用と推進ということ、要旨のところでも企業、生活者等ターゲットに応じた戦略的の中に入っておるんですけれど、常に「木づかい運動」とか、あらゆる運動をされるわけです。各地方もされるわけですが、それが本当に効くんだと思ってやるわけです。しかし、不十分なんですね。だからこの点は一番やはり重要な効き目のあることだと思うんですね。すなわち公共施設における木材の活用というか利用という点が非常に重要な点だらうと思います。それが政府の責務であるというところを押さえていただきたいなと思います。

○木平会長 それでは、かなり具体的に文章上の表現からこの内容についてご指摘があったんですけれども、本文についてはこれぐらいにしまして、次にまたいろいろ残っていますが、基本計画の数値目標の方に移りたいと思います。

それでは、数値目標についてご説明を事務局の方からお願いいたします。

○岡田企画課長 資料でいきますと、資料2でございます。

前回は、基本計画における目標の位置づけ、それから算出の考え方、これらについてお示しをいたしましたわけでございますけれども、今回はその考え方に即して数値の算出作業を行いまして、資料を準備させていただいております。

まず、1ページをご覧くださいと思います。

基本計画に掲げる数値目標は、森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と、林産物の供給・利用に関する目標の大きく2つに分かれております。前者に関する目標値であります望ましい森林の状態と、これを実現するための森林整備によって産出される木材について需要情報を踏まえて供給量と用途別の利用量の目標値として設定をすることといたしております。

2ページをご覧くださいと思います。

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標についてですが、ここから4ページまでは前回もお示ししたわけでございますけれども、2ページには、基本的な考え方を整備いたしております。目標値として10年後、20年後の施業方法別、すなわち育成単層林、育成複層林及び天然生林の面積などを提示するとともに、それぞれの指向状態を参考として提示することといたしております。

3ページは、森林の3区分ごとの望ましい姿と、それぞれに応じた誘導の考え方、これを整理したものでございます。

4ページは、現行基本計画からの変更の考え方を整備した資料でございます。現行計画の考え方、それから計画策定後の推移、今回の変更計画の考え方という整理をしたわけでございます。今回も目標設定の基本的な考え方は、現行基本計画を踏襲することといたしますけれども、森林の3区分ごとの実際の面積をベースにいたしまして、育成単層林につきましては、長伐期施業を推進しつつ、公益的機能の発揮に支障のない範囲でモザイク状の配置を指向すること、それから林地生産力の低い森林や生物多様性の保全等に特に配慮する森林は、広葉樹林化も含めた育成複層林へ誘導するということにいたしております。

ページめくっていただきまして、5ページをご覧くださいと思います。

森林の3区分ごとに10年後、20年後の目標算出の前提となります指向状態の誘導の考え方を示しています。

水土保持林や資源の循環利用林につきましては、育成単層林について、林地生産力が高いなど条件のいいところでは長伐期施業を推進しつつ、公益的機能に支障のない範囲でモザイク状

の森林配置を指向する一方で、傾斜が急な森林や土壌の保全に特に留意すべき森林につきましては、広葉樹林化を含め育成複層林へ誘導するということとございます。

それから、森林と人との共生林でございますけれども、ここでは自然環境の保全及び創出を基本といたしまして、育成単層林の一部を育成複層林へ誘導するということとしております。なお、いずれの区分におきましても、天然生林の一部につきましては、森林の健全性の確保をするため、下層植生の状況に応じ、更新補助、こういった作業等により育成林へ誘導するということといたしております。

それから6ページには、区分ごとに具体的にどのような場所にどのように誘導していくかを補足的に示したものでございます。

1つといたしまして、現況が育成単層林の濃い緑色でございますけれども、ここでは伐期の長期化を図りながら、約660万ヘクタールを維持する一方で、土壌保全に特に配慮すべき森林350万ヘクタールは育成複層林へと、伐採が強度に規制されている森林20万ヘクタールは天然生林に誘導するということといたしております。それから2つ目といたしまして、現況が天然生林の森林、茶色の部分でございますけれども、下層植生の状況等から、継続的な維持管理が必要な森林、約230万ヘクタールを育成複層林へ誘導していくというふうに整理をいたしまして、この結果、指向状態、一番右側でございますけれども、育成単層林は660万ヘクタール、育成複層林は680万ヘクタール、天然生林は1,170万ヘクタールというふうにいたしております。

なお、次のページでございますが、7ページにお示しをしている育成複層林への誘導ペースでございます。当面は天然更新の技術の普及・定着を図るなど、進めまして、当初10年間は年間3万ヘクタールと、その後10年間は5万ヘクタールとして徐々にペースの上昇を見込み、こういう考え方で10年後、20年後の面積を目標として明示をいたしております。

以上の結果、目標となる10年後及び20年後の森林面積につきましては、8ページにお示ししている数字のとおりでございますが、3機能区分ごとに育成単層林、育成複層林、天然生林に分けまして、平成27年、平成37年の森林の状態、それから指向する森林の状態というふうにお示ししております。

次に、9ページからは、林産物の供給及び利用に関する目標についてでございます。9ページから10ページまでは前回もお示ししたものでございますが、9ページは基本的な考え方を整理したもので、先ほどの望ましい森林の状態のための森林整備が進んだ場合に産出される木材につきまして、需要動向も考慮しつつ、10年後の木材供給量と用途別の利用量を目標値として提示することといたしております。

その下、10ページでございますが、現行基本計画からの変更の考え方を整理いたしております。こちらにつきましては、目標設定の考え方は、現行を踏襲することといたしておりますが、育成複層林への移行を概ね100年後までに行うということにいたしております。高齢級の間伐の計画的な実施を見込み、その結果、産出される木材の供給量と、これに見合った用途別の利用量を明らかにすることといたしております。

11ページをご覧いただきたいと思います。

木材の供給量についてでございますが、近年の継続的な利用が可能な路網や伐採が行われている施業面積をもとに、施業可能な森林の範囲を設定をいたしまして、その中で先ほど述べました高齢級の間伐など、計画的に行うというふうにした場合に産出される木材供給量を算定いたしております。その結果が12ページにありますとおり、目標としている10年後の木材供給では2,300万立方メートルになるということでございます。

13ページをご覧いただければと思います。

木材の用途別の利用量でございますが、これは径級別の供給量をもとに、品質別供給量を算出し、それについて、例えばここにありますとおり、直材は全量製材用材として利用する、曲がり材につきましては合板用材としての利用の増加を見込むといった部分にいたしまして、用途別に配分して算出をいたしております。

また、総需要量の見通しにつきましては、14ページにありますとおり、住宅着工戸数や紙需要などの木材需要の関連因子を勘案いたしまして、用途別に見通しを出しております。

その結果、15ページでございますけれども、目標となる10年後の用途別の利用量は、製材用材でいきますと1,400万立方メートル、パルプ・チップ用材でいきますと500万立方メートル、合板用材ですと300万立方メートル、その他が100万立方メートル、こういう形になります。

なお、16ページ以下は、林産物の供給・利用の目標の算出に当たっての主要因子と、それからバックデータについて参考までに解説をいたしたものでございますので、これは一読いただければと思います。

以上目標数値についてのご説明でございました。

○木平会長　ありがとうございます。

それでは、この数値目標について委員の方からご意見、あるいはご質問いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○有馬委員　これは複数的な姿という、矛盾しているとまたあれなんです、一番お願いした

いことは、先ほどの基本計画の方にも若干関係するんですけども、国有林と民有林というのが使い分けをされているんですね。国有林・民有林と、民有林・国有林と使い分けを多分されているんだと思いますが、それにも関係するんですが、この水土保持林、いろいろな内訳のところをやはり民有林と国有林、あるいは公有林を含めて区分をちゃんとしていただいた方がいいんじゃないか。結果的にはこうなっているわけですが、その内訳をちゃんと出していただいた方がいいんじゃないか、そうしないとどうもわかりにくい。先ほど、加倉井委員の話にもありましたように、やはり形態としての見本を見せる、あるいは水土保持としての見本を見せるということになってくると、それがどういう対象になっているのか、そこでどういう経営がなされているのかということがありますので、やはりこれは可能な限り、多分何でもないことだろうと思いますので、きちっとそうなっているかと思いますが、それは是非していただきたいという感じがいたしております。

それからもう一点は、これは私の理解がちょっと至っていないかと思っておりますが、供給量のところが2,300万立方になっているんですね。少なくとも地球温暖化の場合にはたしか2,500万立方だったと思うんですけども、あれは2010年の話だけで、その後はこれに落ちるといってなっていましたか。ここをちょっと私はつきりしていないもんですから、こういう2,500万じゃなくて、前から2,300万立方だったかということをちょっと教えていただければと、この2点。

○木平会長 それでは、企画課長お願いいたします。

○岡田企画課長 まず、民国別の話でございますけれども、今回、森林の3区分ごとの将来像の多面的機能に関する目標値についてでございますが、これは将来を見通した上でマクロで出しております、民国別では出しておりません。実際の民国別の数字につきましては、森林計画等で明らかにしていくことになろうかというふうに思っております。

それから、2,300万立方の話でございますけれども、現行の計画では計画策定時2,000万立方、これを起点にいたしまして、それを10年後に25%アップをする。そのときの木材需要量の前提としまして1億立方あるという前提で見通しをいたしております。

今回の案では、木材総需要量自体は9,100万立方、これを前提といたしております、この点でも数字につきましては前提条件が異なっておりますし、間伐を主体にしてどれぐらい出てくるかという面が供給ベースにどうあらわれているかというのも現行計画では考え方が異なっておりますので、現行計画の2,500万立方はどうなったかということになりますと、これは算出の考え方と諸因子を変えて計算をし直したということで2,500万立方とは

リンクをしてこないということになろうかと思います。

現行計画の吸収源対策との関係では、目標年次が2010年ということで、ちょうど第1約束期間の真ん中、になっていることで、その点は現行基本計画を達成すればちゃんと目標達成という関係になったわけでございますけども、今回の基本計画自体は目標年次が完全にずれております。ずれておりますので、目標年次との関係でいきますと、途中経過の段階でどういうふう整理されるかということになろうかと思います。

○有馬委員 約束期間との話が何かあったのかなと思ったものですから、そうではないですね。

○木平会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

○古河委員 この国産材の需要の方なんですけれども、今私のところで国産材だけの家をつくっているんですが、杉の集成材が立米6万円で買えます。ホワイトウッドを5万4,000円を買うんですけれども、立米当たり6,000円しか変わらないんですね。これは10.5cm角ですと、一本については200円しか変わらないんですね。仮に40坪で計算しますと80本、1万6,000円しか変わらないということで、私どもの方はオール4寸にして、劣化性能の等級3をとっているんですけれども、仮にオール4寸にして6万円にしても、6万4,000円しか変わらないんですね。これを製材用材というのは1,800万だったと思うんですが、1,400万に減らす必要があるのか、私はもっといくんじゃないかなと思いますけれども、これもちょっとした地域材の利用という形で、そういう劣化性能に対する等級3のものに対しては若干の支援をすとか、何らかの手を打てば、私は1,800万十分いけるんじゃないかと、こういうふうに思います。

○木平会長 この点について、今お答えいただける範囲で。

○岡田企画課長 今回の国産材の供給量もかなり政策努力も加味しながら入れさせていただいておりました。ただいかにせん、総需要量全体で見たときの製材用材の需要量でございますが、14ページに記載させていただいておりますけれども、新設住宅着工戸数の床面積等に連動して、やはり建築用につきましては減少する見通しというのがございます。したがって、一番上の大宗を示しているところの動きを踏まえますと、この用途別の見通しが限度かなというのが正直なところでございます。

○古河委員 新生産システムが動けば、これをきちっとやっていただければ、さらにコストダウンになると思うんですね。外材より安くなるというふうに私は思いますけど。

○岡田企画課長 申し上げますと、当然新生産システムという仕組みも動かし、安定的な供給体制を整備していくということを進めた上でという数字になろうかと思っております。それ以

上に超えていただければもちろん大変すばらしいことでございますけれども、現在の需要量なりそれから供給体制をこれから10年間の間に整えていく、その状態が整ったときに10年後の予想としてはこの程度の数字が見込めるのではないかという予測値ということで理解していただければと思います。

○木平会長 よろしいでしょうか。そういうご理解で。

ほかいかがでしょうか。

池淵委員。

○池淵委員 15ページの、ちょっと分野が違ふとこの言葉が少しよくわからなかったんです。利用量というのと供給量と総需要量というのがありますね。需給という意味と、利用量と総需要量の間でこの数字がこれだけでも違ふという、この内容の意味するところを少し言葉のとらえ方であろうかと思うんですけど、それをちょっと教えてもらいたい。ちょっと普通の人にちょっととなかなかわからないんですよ。

輸入の方の需給、水需給マスタープランとか言葉——、利用量とか実績という言葉がいろいろあったりして、そういう形でこの分野ではちゃんとクリアにできているということだと思いますので。

それから、さっき横山委員もちょっとおっしゃったんですけど、フレーズとして我々は今森林・林業基本計画ということで、戦略的に計画を考えるときに、ここに掲げてありますように、目的とか目標ですね、それからそれに向かつての数値目標という形がここで描かれて、それに対して施策もいろいろ書かれてという形で、今度一番最後になると、例えば事業計画とか、そこら辺はどかが主体になって、文章でちょっと森林計画制度の見直しとかいろいろ書いてあったんですが、そのフレーズとしては目標があつて施策があつて、一体どういうふうに事業として、それには予算が伴うと先ほどおっしゃったんですけども、その部分はこれを受けてという形で理解をして、それがまた全然違ふところが事業主体なり計画主体、そういう形のものとして描いて遂行すると、こういうふうに理解していいんですか。

○木平会長 それでは、企画課長、その点の流れについて。

○岡田企画課長 後ほど全国森林計画につきましてはご説明させていただきますけれども、森林資源をどう計画的に見通しし、あるいは利用していくのかということになりますと、この基本計画の考え方を反映する形でまず全国森林計画というものがございます。その下に都道府県別には地域森林計画、市町村別に市町村森林整備計画、こういう一連の流れがありますので、その見直しという視点があるかと思います。

それから、個別の事業につきましては、この本体の方にも入れさせていただいておりますけれども、別途工程表というのをつくりまして、それぞれこの基本計画の施策構造を具体的にいつまでにどういうふうに行うのかという仕組みをやらせていただきたいと思います。と思っています。

当然そこは、それぞれの必要なものにつきましては予算措置を講ずるべきものは講ずるということに進めていくことになるかということになっております。

○池淵委員 需要量と総需要量ちょっと教えてほしい。皆さんわかっているらしいんだけど。

○岡田企画課長 この目標数字で供給量と申しますと、国産材がどれだけ供給されるかという量の部分と、利用量というのは、その中で用途別に見たときにその用途にどれぐらい利用されていくのかということでございます。

○池淵委員 将来利用量ではないわけですか。

○岡田企画課長 当然供給量の積み上げが利用量になってございますので。

○池淵委員 総需要量と利用量のこの差、これだけでもこんなに開きがある。それはどういう背景なのか。先ほど言った輸入材とか何か。

○岡田企画課長 こちらで今回利用量で示しました2,300万立方ということで15ページにある数字は、あくまで国産材の利用量でございます。総需要量というのは、当然輸入材も入れた量で計算されておりますので、そこは数字が違うということでございます。

○池淵委員 需要量は。

○岡田企画課長 需要量は利用量と基本的には同じです。国産材の利用量は2,300万立方でございますけれども、総需要量は9,100万立方でございますので、それは輸入材と国産材で合わせて供給をされているということでございます。

○木平会長 鷺谷委員、どうぞ。

○鷺谷委員 5ページの数字なんですけれども、先ほど伺っていて、余り根拠がはっきり説明されていなかったような印象を受けました。それで、特に私が問題にしたのは、水土保持林の目標の数字なんですけど、何かこれまでの議論が反映されていないような気がいたします。天然生林が150万ヘクタール減少するという形になっています。減少させるんですね、これは。つまり植林をするということなんですけれども、コスト面からも機能面からも、そのようなことをする必要があるのかが、余り客観的には説明されていないような気がするんですね。天然生林といっても多様なものがあるので一律には言えませんが、多様な樹種と多様な下生えがあれば、それぞれの植物の種として根の張る深さなどが多様ですから、全体としては根の

層が厚くなりますし、そういう意味で土を押さえる効果が大きいですし、リターも多様性が高く、そういう意味ではスポンジ層も十分に発達するはずですから、多くの天然生林、つまり樹種を限定しない森林というのは水土保持機能が高いはずなんです。下生えもあって、樹種が限定されていないと。それで、コストもかからないということだと、どうして今までの議論から900万ヘクタールが750万ヘクタールに減ってしまうのか、むしろ増えても計画としてはいいんじゃないかというふうに思ったんですけれども、何かこの辺がちょっと納得がいかないような気がするんですけれども。

○木平会長 多分900万ヘクタールというのは、天然林があるという意味じゃなくて、目標だったんですよね。この中には人工林がかなり入っていたんじゃないかと思うんですけれどもね。では計画課長の方からお願いしたいと思います。

○沼田計画課長 水土保持林の現状として900万ヘクタールあるわけでございますけれども、それを将来指向状態として750万ヘクタールということで考えております。これは何ををもって育成複層林なのかということになろうかと思っております。考え方としては、例えば笹なんか覆っていて確実な更新を確保する必要があるといったものについては、いろいろな更新補助作業を入れていかなければいけない、そういった場合いわゆる手を入れるということで分類する考え方によりまして、そういったものも育成複層林として整理をしていこうということでございます。

また、いわゆる水土保持林の中でも、例えば景観の保護なり景観保全のためにいろいろ手を加えなければいけない場面も出てくるかと思っております、そういった意味で育成複層林の方に持っていく面積が出てきているということでございます。積極的に昔の拡大造林のように、人工林の造成を行うというような考え方には立っていないという点をご理解いただければと思っております。

○鷺谷委員 もしそういう意図だとしますと、天然生林というのも適切な管理があった方がいいところも少なくないと思うんです。そういう意味だとすると、育成複層林という言葉自体が余り適切ではない。先ほどおっしゃったような内容だということだと思うんですけれども、また新たなカテゴリーを考えた方がよろしいんじゃないでしょうか。

○木平会長 育成複層林の内容ですか。ご意見いただきます。

○太田委員 今、鷺谷委員の方から言われているのは、天然林から育成複層林という範疇に変わっていくものですが、育成複層林、針広混交林で天然林に限りなく近いような形のものから、いろいろと育成複層林の内容は多岐に変わってきていると思うんですね。その中には水土保持

ということ、あるいはもうちょっと環境の方も含めて、いわゆる天然林の、例えば天然生林として全くそのまま伐った後置いてあった天然生林ですと、天然生林とはいうものの、いわゆる高齢のというか、本当の自然の天然生林とは随分違うボサヤマといいますか、そういう形の部分もある、そういうものよりももう少し高齢の針広混交林の方がはるかに天然ぽいというか、生物まで含めて多様性がある、そういうものに持っていく、あるいはこのごろシカの害があつて、天然生林もシカの害を受けているわけですが、そういうものを含めて、あるいは天然生林よりもこの育成複層林のある一部のものの方が、一般論で言えばより自然ぽいといいますか、そういう形のものも含めてかなと思うんですけれども、そういうことも、それから730の方から人工林ですね、730から410と540に変わっていくもの、そのあたりも幾つかの一番複雑にいろいろのルートを書いてあるんですけど、明らかに水土保持といっても水と土との違いも含めて、かなりそのあたり細かくいろいろと場によって変わってくると思うんですね。ですから、その辺をはっきりしないと、先ほど言ったような疑問というのはよくわからないんですけれども、私は、育成複層林というのがかなり広い意味合いでとられていけば、こういうこともあり得るのかなというふうに思っているんですけれども、一般の人で見ていくと、天然林から育成複層林へはどうかのかなという疑問があるのは確かですので、そのあたりをきちっと整理をして、表現していただいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。ちょっと鷺谷委員が、私の意見を受けてどういうふうに思われるかと思うんですが、大変新しい名前をとというのもあるかもしれませんが、育成複層林の内容がどう変わってきたかという説明がきちっとできていればいいのかなというふうに感じているんですけれども、いかがでしょうか。

○木平会長　どうぞ。

○鷺谷委員　パンフレット等のご説明を今まで見てみますと、育成複層林というのは、針葉樹があつて、その下に広葉樹か針葉樹があつて、樹種がそれほど多様だったり下層植生が豊かというイメージでは説明されていなかったんですね。施業としてもそういうものではないものがこれまでは追求されてきたんではないかと思いますので、もし概念が広がるのであれば、それをきちっと説明をされないと、私のような誤解は一般に、それから、天然だから管理をしないという考え方は、今は成り立たないと思います。森林はどのような目的で利用を維持するにしても、もちろん手間がかからないというあり方も、自然に近ければ近いほどかからないわけですが、先ほどおっしゃったような仕方とか、災害で何かが起こるかもしれませんが、そういうときに適切に、よりよい姿に戻っていくような、人の手を貸すというようなことが必要になっていくと思いますので、手を加えるか加えないかということで2つにきっぱりと分け

るということもまた難しいように思うんですね。これまでのちょっと違う意味からの概念を新しい計画にも使っていっていらっしゃるんですけど、それで無理がないかどうかをもう一度よくご検討いただいた方がいいような感じがします。

○木平会長 育成複層林の概念図というか、モデルのようなものは書いてありましたけれども、あれはそこの中のごく一面をあらわしているようなもので、私は、育成複層林というのは非常に幅が広くて、いろいろなものが混ざっているんじゃないかと思うんですね。したがって、鷺谷委員の言われたように、もう少し育成複層林というのは単純な形のものじゃなくて、場所場所、あるいはその歴史とか、それから狙いによって、あるいは幅があるんだというようなことを説明されるということが私は必要じゃないかなという気がいたします。

○辻次長 今のお話ですけれども、確かにこの育成複層林というのは、基本的には2つのタイプに分かれると考えております。1つは人工林からくる育成複層林で既に人工林があって、そこで抜き伐りをして、その後に植えて複層林をつくっていくもの。それからもう一つは、天然生林に手を入れて育成複層林に持っていくもの。ここで考えている対象地は恐らく北海道の天然林だというふうに思います。ほかの天然林というのはかなり天然更新が活用できる森林でございしますが、問題は、下に笹があってなかなか稚樹が大きく育っていかない、ということが結構あり、こういうところについてここにも書いておりますように、刈り払いなどをやって育成複層林に誘導していくということを考えてございまして、今先生に言われたことを踏まえて、例えば注書きでそういうことを書き込んでいけるかどうかというのを検討いたしたいと思えます。

○岡島委員 遅れて来てすみませんでした。もうもしかしたら話は済んでいるかもわかりませんが、森林と人との共生林というところが増えたりしたのは、大変私どもの立場としてありがたいんですけども、国民の目を森林に向けて、いろいろ理解を得るという意味で非常にいいことだったんですけど、これはハードの方はどのくらい増やすというのが出ているんですけど、それを例えばどのように利用するかというようなソフト面での数値というのが非常に難しいとは思いますが、例えば森林に遊びに来る、国有林に来る人の数をこれだけ増やすとか、インタープリターとかレンジャーみたいな人をこれだけ増やすんだとか、施設をこれだけするんだというような目標値ですね。森と人の共生林をつくるのはいいんですけど、そこをどうやって使うかというところのソフト面での目標値みたいなのがゼロなわけなので、今すぐとは言いませんけども、人間なんかが入ってくると人件費なんか入ってきたらなかなか立てにくいかもしれませんが、でもやり様によっては目標値は立つんではないか、なぜそんなこと言

うかという、今度の目標値を見ても、やはり皆さん森の専門家だから、森のことはあえてやるんだけど、それをいかに政策的に国民に利用していただくとか、そっちの方の面がどうしても欠けがちになるような気がするんですね。たとえどんなものでもいいけど、ソフト関係での数値目標などを入れることによって、皆さんの目が少しずつそちらに向くようになるんじゃないかと、そういうふう思うんですね。ですから、是非今回この計画の中でいきなり無理だとしても、お考えに入れておいていただきたいと思います。

○木平会長 ありがとうございます。

是非ソフト面についての目標をいかに表現するかということを検討していただきたいということです。

はい、どうぞ。

○太田委員 思いつきですので、議論がおかしくなるかと思うんですけども、実は最近割り箸の話がよく出てきていて、中国から高くなって入る。きょう午前中も外材が非常に高くなる傾向があるという話をお聞きしたんですが、これ全体を見ていて、先ほどの需要、総需要とか供給とか話が出てきましたけど、そちらの動向についてはどこかに触れてあったでしたっけ。それで、そういうことと、それから今までは余りに言うに20%前後で動かなかった、あるいは1%、今度も少し20%を超えてくれるということですが、動かなかった状況ですが、石油とかそういうものも含めて、あるいは外材とかそういう状況がやや大きく動くというようなことがあったときに、ここの全体の計画として大変予測が立てにくい状況に今ちょっとあるんじゃないかなという感じもするんですが、そのあたりちょっともとの議論というか、大枠の議論になるかもしれませんが、そのあたりはどんな感じで今やられているのかというのをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○木平会長 この問題については、ご意見ということで検討していただくということで、今お答えはちょっと無理ではないかと思います。

時間限られているので、これくらいにしておきたいんですけど、私も1点だけお願いしたいんですけど、13ページのところで木材の需要予測というのがありますね。これから平成27年度の量があって、これは継続的に利用可能なもので林道ができて、大体これぐらい出るだろうということなんですけれども、今私は、特に間伐ということを考えていった場合に、間伐材で出るものと林地に置かれているものというのはかなり多いと思うんですよね。それは普通の政策的なサポートがない限り、全く今と同じように残材が多くなるんじゃないかなと、それについて何らかの普通の経営ベース以外にプラスする努力が必要ではないかなと考えております。以

上です。

それでは、恐れ入ります。この基本計画の素案については、本日委員の方からいただいた意見について、後日、基本計画の案を作成する段階で検討するよう、事務局にお願いするという
ことよろしいでしょうか。

(「はい」の声有り。)

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

それでは、次にその他の事項になっておりますが、基本計画の見直しに当たって重要な事項
としましては、望ましい林業構造についてと路網整備の考え方について資料を用意していただ
いているので、事務局からご説明をいただきたいと思います。

○金丸経営課長 経営課長でございます。資料3の「望ましい林業構造について」 ご説明いた
します。

1 ページおめくりください。

現行計画の「望ましい林業構造」ということで、望ましい林業構造を明らかにすることの意
義につきましては、森林・林業基本法におきまして、「国は効率的かつ安定的な林業経営を育
成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立」するために必要な施策
を講ずると書かれております。

そこで、現行の基本計画の望ましい林業構造につきましては、平成22年における「効率的か
つ安定的な林業経営」の全体の中での位置づけが明らかになりますように、この①にごしま
す、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業経営体及び林業事業体の具体的な姿と数、
それから②素材生産、造林・保育ごとの「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者による
シェアを示すこととするとされております。

次のページ、2 ページに具体的に書いてございます。

具体の(2)の現行計画の「望ましい林業構造」でございますが、この左上の四角、「効率
的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業経営体と申しますのは、枠の中に書いてありますが、
林家については、相当規模の森林を有しており、または一部施業や経営を受託することによっ
て、継続的な林業生産活動を行って、主たる従事者の生涯所得が基本的には地域における他産
業従事者と遜色のない水準を確保できる林業経営とするということでございます。括弧内は、
林家が法人化した会社につきましては、継続的な林業生産活動を行った上で、これに必要な経
費を支出して利益を確保できるものということでございます。

下の丸枠でございますが、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業事業体の方で

ございます。これは施業や経営を受託すること等によりまして、相当規模の事業を確保し、生産性の高い林業生産活動を行って、これに必要な適切な経費を支出した上で利益を確保できる林業経営でございまして、森林組合とか民間林業事業体というものでございます。

具体的に現行計画でどのようなものがそれに該当するかというのが真ん中でございますが、例として、林業経営体の方は、自営林家、これは家族労働を主体にした場合でございますが、所有面積160ヘクタール、素材生産量600立米、造林・保育面積8ヘクタールというような例がございまして。それから林業事業体の方でございまして、これは造林・素材生産総合型、造林保育と素材生産の両方を行っている事業体でございまして、素材生産量4,500立米、造林・保育面積270ヘクタール、作業道1,400メートルというような規模のものでございます。

そして、事業量のシェアでございまして、平成22年における望ましい林業構造は、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者が、素材生産の約6割、造林・保育の約7割を担う林業構造であるとなっております。

次のページ、3ページでございまして。

それでは、林業構造の現状でございまして、どうかということでございまして、まず平成12年に約2,000万立米でありました我が国の素材生産量は、平成17年には約1,700万立米に減少しているという中で、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者の事業量のシェアが1割拡大しております。これは左下の図でございまして。40%が48%に増大しているということでございます。

しかしながら、「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者につきまして、事業量を見ますと、現状維持にとどまっております、全体量が減少したためにシェアが上がっているというものでございます。こういうことでございまして、このような者の事業量の拡大を図っていくことによって、我が国全体の事業量シェアの拡大をしていくことが必要であるということでございます。

造林・保育面積につきましても、そのシェアの拡大は2割でございまして。右下の表でございまして。

続きまして4ページでございまして。

今回の基本計画におきます今後の望ましい林業構造についてでございまして。

その姿につきましては、継続的に林業生産活動を行って、これに必要な経費を支出した上で利益を確保できる林業経営、林家についても、他産業並みの所得が確保できる林業経営ということであります。

それで、一定の条件、現状価格程度の木材価格、それから生産性の向上というものを折り込みまして試算いたしますと、左下のようなものでございます。林業事業体につきましては、造林・素材生産総合型でございますが、ご覧のような数値、林業経営体につきましても、自営林家につきましてはご覧の数値ということでございます。

前提条件は右に書いたものでございます。

そして5ページでございますが、そのシェアにつきまして、平成27年度におきます事業のシェアでございますが、現在17年に素材生産量のシェアが左下の図にございます5割、これを27年に約6割に上げるということでございます。それから造林・保育面積につきましても、6割を7割に上げるということでございます。これには「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者への施業の集約化というようなことが必要であるということでございます。

その次のページ、6ページに具体的なものが書いてございます。

平成17年と平成27年の姿を比べてございますが、この増えているところだけ申し上げますと、林業事業体の造林・素材生産型総合型、この部分につきまして17年は200事業体ということでございますが、これを300事業体に100事業体増やしていくということでございます。

それから、素材生産主体型、これは17年に200事業体でございますが、それを500事業体に増やしていくということでございます。この増加のさせ方につきましては、施業の集約化と、それから低コスト作業システム等によりまして、高齢級間伐等の事業量を拡大していくというやり方で事業量を増やしていくという姿でございます。

そして7ページでございます。

そのための施策の展開方向でございますが、現行基本計画では、林業経営の規模の拡大や生産方式の合理化といった施策をとっておりましたが、その評価といたしまして、やはり林業採算性の悪化や不在村化等によりまして、総体として林業生産活動は停滞しているということでございます。

そこで、一番下の四角でございますが、推進・検討すべき施策ということで、施業の集約化により経営規模の拡大に取り組む林業事業体を育成・確保していく。具体的には、事業体による提案型施業の普及・定着によります施業の集約化の促進、また施業の集約化のための働きかけにつながる森林整備地域活動交付金の見直しといったやり方、それから2番目に、林業生産活動の低コスト化の推進ということで、施業の団地化・集約化、そして路網と高性能林業機械を組み合わせました低コスト・高効率な作業システムの整備・普及をさせていくというようなやり方で、この望ましい林業構造を実現していくというものでございます。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

では、続きまして路網整備の考え方についてご説明をお願いいたします。

○古久保整備課長 整備課長でございます。資料の4に基づきまして、望ましい森林の姿を誘導していく上で必要な路網整備の考え方について簡単にご説明をいたします。

1 ページをめくっていただきたいと思います。

まず、路網の種類、性格について示しております。絵を見ていただきたいと思いますが、林道というのは、森林へのアクセスを確保するための恒久的な施設、地域振興といった役割に期待される場合も多いものですから、一般車両の通行が可能で、公共施設として維持管理され、設計速度というものもございます。

作業道、これは自動車が通れるわけですが、一般車両の通行は想定されない一時的な施設で、設計速度のようなものはありません。

それから作業路、これは作業機械のみが通行して、もちろん一時的な施設、こういうものを組み合わせて必要なネットワークを形成していくということでございます。

次のページでございますが、路網の整備については、将来の望ましい姿と、これに向けてどのように進めていくかという2つの面があり、このうち、将来の姿についてでありますけれども、まず基礎的なアクセスを恒久的に確保するもの、これは林道ということなんですが、右上の方の図にありますような、森林をどの範囲の距離になるように配置をしていくかということが基本でございまして、そのときに一般管理が必要な森林、つまり伐採などあるにしても頻度が低かったり、特にいつまでに実施しなければならないということがないというような場合、そういうものについては、歩行距離というようなことから大体500メートル以内におさめる。、ヘクタール当たり17.5メートルぐらいというような考え方を従来からとっております。

それから、継続的な施業が必要な森林ということでございますけれども、これは密度が高いほど高能率で作業ができるわけであり、また、平均で50メートルというような国もありますけれども、恒久施設としてどこまで整備するかという問題がございまして、最低限の効率性を確保できるような観点から400メートル以内におさまるように密度としては22から25メートルぐらい、これは傾斜などに応じて整備していこうということでございます。

次のページをお願いいたします。

こういった基礎的なアクセスのもとで、いわゆる効率的な作業システムで作業を進められるようにするといった箇所では、一時的な車道ですとか、機械の走行路、こういったものを作業

の実施に合わせて活用していくということでございまして、その際、右の図、下に並べてありますように、短距離の架線系のシステムと、車両系のシステムがあるわけですが、いずれも効率的に稼働させるためには、大体200メートルぐらいの最遠距離となるように、ヘクタール50メートル程度まで自動車が入れるというに作業道として整備をしていく必要があるんじゃないかと考えております。

それからさらに、車両系のシステムの場合には、作業距離自体が50メートルぐらいになるように、ヘクタール当たり200メートル程度まで機械の走行が可能な簡易な作業路というものを整備していく必要があるとかがえており、こういった事例も前回ご紹介させていただきました。

次のページでございすけれども、前回、加倉井委員から、新たなこういった作業システムというのは傾斜という制約もあろうから、どのくらい適用範囲があるのかという話がございました。それで、やはりこういったシステムの一番の技術的制約因子は傾斜でございす。その際、1つは路網をつくれるかという観点であります。林道工事につきましては、大体45度ぐらいまでであれば、通常特殊な工法などの採用を要さない、作業道につきましても、相当の傾斜、35度とか40度とかぐらいまでは何とかやっているという例もございす。それから機械が作業できるかという観点からは、道から作業すればいいわけですが、それ以外のことも考えますと、車両系と架線系があるんですが、先進国の例など見ましても、大体45度ぐらいまでは一応適用可能ということになるのかなと考えております。他方、我が国の森林の傾斜区分を見ますと、30度までが6割、40度までが9割、45度になると100%近いというようなことございまして、最適に稼働するかどうかは別にしましても、こういったシステムはかなり広い範囲で対応し得ると、技術的にはということですね。あと経済的な諸条件が整わなければいけませんけれども、そういうことではないかと思ひます。

次のページでございす。

まず、右側の表を見ていただきたいと思いますが、以上の考え方の整理をしたのが右上の表でございまして、育成林、天然生林と書いてありますが、実際もう少し細かくて、継続的な施業を要する育成林、育成林の中でも天然更新していくようなものは、その下の方のグループ、17.5メートルの方のグループに入れるというような細かいことをしておりますけれども、こういったことで計算をいたしますと、林道として右下の表であります。現況13万キロメートルあるんですが、将来26万キロメートルぐらいにしていかなければならないということで考えております。2倍になるのかということですが、これは林内の公道を合わせた林内の道路密

度でいいますと、将来18メートルに対して現状13メートルぐらいということで、大体7割ぐらいは来ていると考えております。ちなみに林内の公道を合わせて考えておりますのは、山間地域では、過去には林道として作成されたものが、一般通行に使われているため公道管理に移っているというものも相当量あるということもございます。

これらの将来の姿に対してどのように進めるかということで、左側の方に書いておりますが、林道につきましては、規格・構造を柔軟に選択しながら、施業の優先順位に応じて整備を進める、その際、一部には移動時間短縮というのが非常に重要なものもありますので、そういうものは必要な配慮をしていく。さらに計画、設計、施工すべての段階で周囲の環境との調和を図る。またコストの縮減ということが非常に重要でございます。

作業道につきましては、施業の実施が予定される箇所ごとに、できるだけ簡易で耐久性のあるものとして進めていくということでございます。さらに効果の高いものを重点的に進めていくということでございますし、また、作業システムに関する技術革新も著しい中で、将来に向けて利用形態に応じたより合理的な路網配置のあり方ということは引き続き研究していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

望ましい林業構造と路網整備の考え方についてご説明いただきました。

何かご質問があれば、お受けいたします。

はい、どうぞ恵委員。

○恵委員 3の資料の7ページの最後の行ですが、林業生産活動の低コスト化の推進というふうに書かれていますが、実際に高性能林業機械などを導入したら、かつて農業の方面で機械を導入して、それを支払うことができず、新しい機械がどんどん開発され、また買わなくてはならないという、そこで疲弊してしまうということがあったんですが、林業ではそういうことはないと考えてよろしいのでしょうか、それとも国産の林業機械は、海外のと違って急傾斜に対応するようなフットワークのいい小型、小物の技術力でこちらはカバーできるのか、要するに農業関係、林業関係の機械の方は、また商売の場だと思われてしまうと、逆に辛くなる場所がいつか出てきてしまわないかなという懸念がちょっとあるんですが、その辺の対策はあらかじめ大丈夫でしょうか。

○木平会長 林業機械化に伴う機械の償却、あるいは稼働率、そういったものについての見通しで結構です。

○金丸経営課長 高性能林業機械につきましては、稼働率の関係から、車両系の機械システムにつきましては、大体年間の生産量が5,000立米以上ぐらい要と言われておりまして、一定規模以上を目指す、そういう林業事業体については、これは導入していただいて、効率的な生産システムで行っていただくということでございますが、それ以下の方々には、いろいろなレンタルとかリースとか、そういうコストを下げるといった使い方をしていただきまして、生産コストの削減に努力していただくということでございます。

○木平会長 機械化に伴うマイナス面、あるいはそういう問題点は僕はあると思うんですけど、機械化を進めない限り、日本の林業というのは、かつてのノスタルジアでは絶対成り立っていないんじゃないかと思っております。

○横山委員 路網整備についてかなり精力的におまとめいただいて、非常に私としてはいい方向ではないかなと思っておりますが、1点、費用負担の配分というんでしょうか、国とそれから各関係主体がこの路網整備の費用をどういうふう負担し合うのかということについてのご検討というのはあるんでしょうか。

○古久保整備課長 現在、実情から申しますと、林道は、例えば森林組合なんかがつくることもできるんですけれども、多くの場合は市町村などがつくっておるということで、この場合は公的な負担、公共施設として工事がされており、これが非常に多いわけです。以前はそれに対して特に森林所有者、受益者に負担を求めたりしたこともあるんですが、今ではほとんど取られていません。

それから作業道は、施業の実施に伴って開設されるということで、一定の団地や何かを精力的に間伐するですとか、そういうものに対しては補助を設けておりまして、その場合国費で助成しているものがあります。そういった補助に対応できないものは、伐採の事業その他に応じて自分たちでつくるといったものもあるだろうと思います。

それから、作業路も施業と一緒に作られるということで、これは間伐などの実施に合わせて、必要な作業路をつける場合には、付帯施設として補助事業の対象にし得るということもしておりますし、それ以外に自力でつくられる場合も多いと思います。維持管理に関しては、林道については公共施設ですので、災害復旧その他も公的主体がやるということでありまして、作業道、作業路については、通行する人が維持管理をしながらやっていると、こんな感じであります。

○横山委員 そうすると、路網についてはかなり当事者がやるということなんですけども、予算的な措置について前向きに考えるというような形での、いわゆる路網整備のスピードを上げ

ることの外部経済性というんでしょうか、民間主体に任せたまんま、補助事業も今の現状のまんまで路網整備をしたときに伴うコスト高なり国際競争力なりさまざまなものを考えることと、一気にある程度の規模で路網を整備することで公的機関が入ったとしても、それによってかなり経営が効率化されると、この辺のところの、先ほど鷺谷さんがおっしゃられたんですけど、コストベネフィットなりコストエフェクティブの考え方、時間の観点を入れて、それは割引率のこともあってなかなか難しいんでしょうけども、少し検討していただけないかなと思っています。

○木平会長 是非検討お願いしたいんです。開発のスピードですね。

どうぞ。

○青山委員 教えていただきたいのですが、「望ましい林業構造について」の中で、効率的かつ安定的な事業体というのが出てきますが、これが200事業体が10年後には300、素材生産主体型が200から500とありますが、これは多分増やしていきたいということだと思いますけれども、増やしていくための具体的な施策などというのは講じていかれるのでしょうか。

○木平会長 お願いいたします。

○金丸経営課長 高齢級間伐によりまして事業量を拡大していくということでございますが、施業を効率的、安定的な事業体を目指す事業体に集約化していったって、そしてその事業体が間伐等の事業を実施していくということで、例えば新生産システムのような18年度の新たな事業を実施することにしておりますが、そのような事業で規模の拡大を支援していくということを考えております。

○木平会長 よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと時間がオーバーしましたが、最後に、全国森林計画の変更についての説明をお願いしたいと思います。

先ほどは、池淵委員の方からもご質問があったように、基本計画が変わることによって全国森林計画が当然変わらなきゃいけないと、それで、この基本計画が決まってから次に全国森林計画を考えるというのが普通の順序なんですけれども、そういうペースではちょっといけないということで、そういうことで全国森林計画の変更の考え方について事務局の方からお願いいたします。

○沼田計画課長 それでは、資料の5をご覧くださいませでしょうか。

全国森林計画の変更の考え方についてというペーパーでございます。

それから、そのペーパーの後ろに、参考資料として、白表紙の冊子でございますが、平成15

年に閣議決定いたしました現行の全国森林計画の冊子を用意させていただいております。資料5に基づきましてご説明をさせていただきます。

全国森林計画は、森林法の第4条でございますけれども、今ご議論いただいております森林・林業基本計画に即して、農林水産大臣が5年ごとに15年を1期として立てる計画という位置づけでございます。それで計画の体系でございますが、この資料5の一番最後の6ページをご覧くださいと存じます。

政府として最も上位の計画として森林・林業基本計画がございます。これは森林・林業・木材産業に関しての長期的、総合的な政策の方向なり目標を明示する計画でございます。全国森林計画はこの基本計画に即しまして、農林水産大臣が全国の森林について計画を立てるというものでございまして、5年ごとに15年の計画をつくっております。そして全国森林計画に即しまして、地方レベルでございますけれども、民有林におきましては都道府県知事が地域森林計画を、それから国有林につきましては森林管理局長が地域別の森林計画をつくっているという状況でございます。民有林につきましては、地域森林計画の下に、市町村ごとに市町村森林整備計画をつくっていただいて、いろいろな森林所有者が行っております伐採、造林等の指針なり森林計画の方向を決めているというような計画体系になっております。

もとのページにお戻りいただければありがたいと思います。

全国森林計画でございますが、今回、基本計画を改めてつくるということになりますけれども、実は平成13年のときにも、それまで有効であった全国森林計画を変更しているということがございます。現行の全国森林計画は、森林法に基づきまして平成15年10月に15年計画をつくっておりまして、それから大体3年ぐらいたっているというような状況になるわけでございますけれども、今回の基本計画の策定に合わせて変更をするというものでございます。

変更の基本的な中身でございますが、3番目に書いてございますように、森林・林業基本計画に即した計画になるように、各計画事項の記述内容を修正していくということと、基本計画に掲げております各種目標と平仄を合わせる形で計画量について所要の見直しを行うという予定にしております。

次のページをご覧くださいいただければありがたいと思います。

主な変更点でございます。項目と主な変更内容として整理をさせていただいておりますが、項目は、法律の方に定めております全国森林計画で整理をすべき事項、そしてその事項に基づきまして、現在の全国森林計画で書いてある項目でございます。

まず初めに、「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事

項」でございますが、これは、森林の整備保全の基本方針をいわゆる3区分ごとに明らかにしているわけでございますけれども、全国森林計画の計画期間において、到達すべき森林資源の状態を明らかにするというようなことでございますが、そういった中で特に今回につきましては、広葉樹林化なり針広混交林化、特に水土保持林を中心にして、もう少し記述を追加したいというふうに考えているところでございます。

それから、森林の整備及び保全の目標につきましては、15年間の計画期間でございますけれども、そういった期末の面積を基本計画を踏まえて見直すという予定にしております。

それから、記述内容につきまして、さらに景観の保全なり花粉発生の抑制と、そういったものを踏まえた森林の整備・保全を図る旨を追加する予定にしております。

それから、大きな項目として「森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」ということでございますけれども、今回の基本計画の中にも入れたいと考えておりますが、特に帯状なり群状の伐採を通じまして、いわゆる針広混交林化を図っていこうと、そういったものについての記述を追加する予定にしておるところでございます。

伐採立木材積及び造林面積につきましては、やはり目標数値が変わりますので、そういったものを踏まえて必要に応じて見直しをするということにしております。

それから、3番目の公益的機能別施業森林、これはいわゆる水土保持林とか森と人との共生林に当たるものでございますが、そういったものの整備に関する事項でございます。次の4ページでございますが、特に景観の保全でありますとか、そういった社会的ニーズを踏まえた森林の整備・保全を図る、そういったものを追加する予定ということで考えたいというふうに思っています。

大きな4番目の「林道の開設その他林産物の搬出に関する事項」ということでございますが、これも基本計画において、林道に関しての記述内容や計画量が変わる可能性がございますので、そういったものについて見直しをするということでございます。

それから、「森林施業の合理化に関する事項」というものでございます。これは森林施業の共同化でありますとか、林業に従事する者の養成でありますとか確保、そういったものについての取り組みの方向性を明らかにしている計画事項でございます。そういった中で、特に今もご説明させていただきましたが、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率の作業システムの整備、こういった観点を追加したいというふうに思っておりますのと、木材の安定供給に必要なロットの確保・取りまとめ、こういった必要な条件整備に関する記述も追加したいというふうに考えておるところでございます。

5 ページにまいります、あと大きな事項としては、保安施設に関する事項で、特に治山事業につきまして、流域保全という観点から関係機関の連携、そういったものにつきましても記述を追加したいというふうに考えているところでございます。

繰り返しになるかもしれませんが、基本的には、今回の全国森林計画の変更につきましては、新たな森林・林業基本計画を策定するということでございますので、そういった基本計画の趣旨に沿った形で行うという性格のものでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、今ご説明にあったような基本計画の内容に沿って、全国森林計画の変更の案を作成していただくということでご了解いただけますか。

(「はい」の声あり。)

ありがとうございます。

それでは、最後に、今後の審議日程について事務局の方からお願いいたします。

○岡田企画課長 お手元の資料にありますとおり、本日の審議会を踏まえまして、7月11日には計画の案をお示ししたいと思っておりますので、さらにご審議をいただければというふうに思っております。

日程等につきましては、また事務局から別途ご照会させていただきたいと思います。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会させていただきます。次回は7月11日午前10時から、この会議室で基本計画案等についての審議を行うということで、皆様のご出席をお願いいたします。大変きょうは時間が超過いたしましてご迷惑かけました。どうもありがとうございました。

午後 4時19分 閉会